

## 鵜住居川・片岸海岸の防潮堤事業をモデルケースとする用地取得の迅速化の取組について

用地取得に係る具体的な課題の解決策を実地に検討する観点から、所有者の居所の不明など用地取得に伴う課題を抱える岩手県釜石市内の防潮堤事業をモデルケースとして選定し、復興庁、法務省、国交省による連携チームにおいて、用地取得の迅速化に取り組んできたところ。

	課題	岩手県が懸念していたこと	連携チームによるモデルケースでの主な成果	住宅再建・復興まちづくり加速化措置（第二弾）の主な対応
①	《所有者不明》 明治時代の41名の共有地で登記名義人の住所が不明。土地収用法上の手続迅速化	《土地収用法》 ・申請前の手続に1～2年かかる ・土地収用法上の説明会を他の説明会と兼ねて期間短縮できないか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年11月下旬から国交省と県において、事業認定の申請に向けた準備を進め、事業認定庁（東北地整）への<b>申請書案の持込後約1か月で書類概成</b></li> <li>・4月、国交省が収用手続きの迅速化に向けて被災三県の起業者、事業認定庁、収用委員会それぞれにあて制度活用に関する通知を发出</li> <li>・<b>4月14日、土地収用法に基づく説明会を事業の説明会と兼ねて開催（当初の予定より三か月前倒し）</b></li> <li>・上記説明会后、岩手県は具体的な用地交渉に着手し、<b>H25年夏頃日途に事業認定の申請を行う予定。</b></li> <li>・事業認定告示後、岩手県では所有者不明土地について収用裁決の申請を行う予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業認定申請書類作成の迅速化</li> <li>・土地収用法の事前説明会を他の説明会と兼ねて開催</li> <li>・事業認定手続の審査期間の短縮（標準処理期間3か月→2か月以内）</li> <li>・収用裁決手続における指名委員制度（7名の委員合議を、1名の指名委員で審理、又は調査を可能にする）の活用</li> </ul>
②	《所有者の居所が不明》 相続人が行方不明。財産管理人制度の円滑な活用	《財産管理人制度》 ・管理人のなり手の不足 ・管理人選任にかかる時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H25年3月、法務省から最高裁事務総局、日弁連、日司連に協力依頼</li> <li>・<b>相続人がいない案件について、4月25日、岩手県が家庭裁判所に相続財産管理人の選任を申立て（1件）。</b>相続財産管理人の選任後、法定公告期間が経過次第、相続財産管理人は速やかに家庭裁判所に権限外行為の許可の申立てを予定</li> <li>・<b>相続人の一部が行方不明の案件について、他の相続人との合意が整い次第、不在者財産管理人の選任申立て（1件）の予定</b></li> </ul>	<p>（参考）裁判所の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭裁判所の態勢整備（書記官等約25人の増配置）</li> <li>・震災対応総合窓口の設置と、窓口のワンストップ化</li> <li>・自治体との連携、自治体による申立てガイドラインの作成に協力</li> </ul>
③	《多数相続》 相続人38名の多数相続（その他にも、登記名義人が死亡している土地が多く、相続人がのべ約250人）	・用地業務が膨大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利者調査等の事務の外注化を図るべく、国土交通省から県に外注ノウハウ（仕様書・積算基準）、登録企業情報を提供。</li> <li>・H24.12 岩手県において外注に必要な仕様書等を作成し、県関係部署に通知。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不明地権者の調査の補償コンサルタント等への委託</li> </ul>

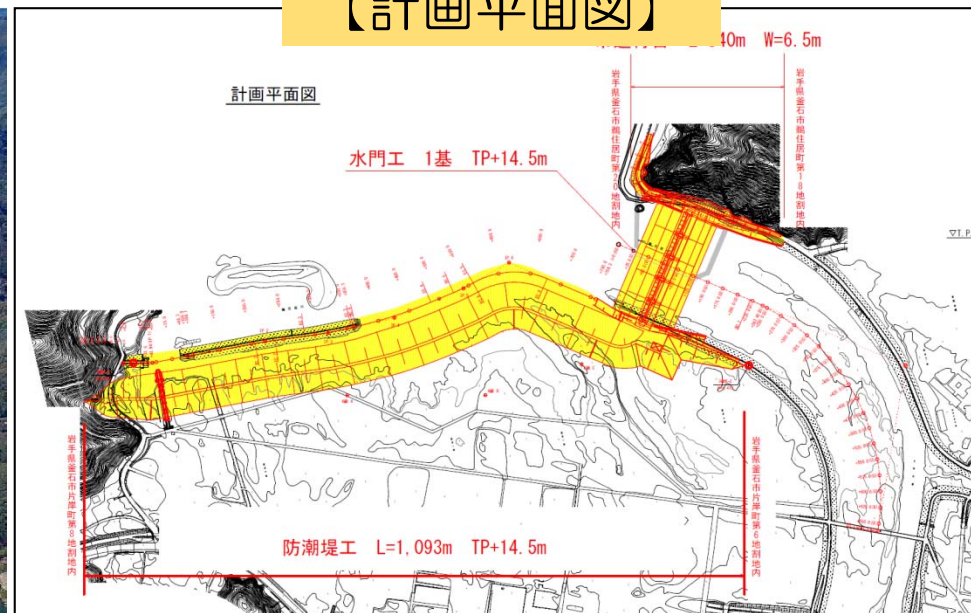
	課題	岩手県が懸念していたこと	モデルケースにおける課題への対応	住宅再建・復興まちづくり加速化措置（第二弾）の主な対応
④	《土地境界》 地籍調査から除外されていた堤外民地の境界確定が困難	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>法務省が不動産登記法による対応策を紹介。</li> <li>県が権利者に説明の上、25年7月目途に法務局に滅失登記を申請予定</li> </ul>	—
⑤	《浸水地の測量》	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水地の現地立会、実測が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法務局登記官が測量機器をもって浸水地を現地確認。不動産登記法第14条第1項に規定する地図が備えられている場合、一定の要件の下、分筆の登記嘱託がされたときは登記できることとし、その運用を法務局・地方法務局に周知</li> </ul>	—
⑥	《浸水地の土地評価》	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水地の土地評価が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国交省が参考事例を提供。県において県不動産鑑定士協会と情報共有</li> </ul>	—

# 鵜住居川・片岸海岸の防潮堤事業について (岩手県提供資料)

## 【被災後写真】



## 【計画平面図】



## 【事業概要】

堤防高：14.5m（従前：6.5m）  
防潮堤延長：1,093m  
用地巾：78.0m  
防潮堤取得面積：約5.2ha  
所有者件数：42件  
取得筆数：113筆  
総関係人数：177名（41名共有地を除く）